

令和7年度 第4回会津若松市健康づくり推進協議会

日 時 令和8年2月4日（水）
午後1時00分～
場 所 会津若松市役所4-1会議室

次 第

1 開 会

2 諒 問

3 市長あいさつ

4 会長あいさつ

5 協 議 事 項

①第3次会津若松市食育推進計画の策定について【諮問案件】

②その他

6 連 絡 事 項

7 閉 会

健康づくり推進協議会 名簿

(敬称略)

区分	所属	氏名	出欠
保健医療関係団体の代表	会津若松医師会	ヤブキ タカシ 矢吹 孝志	○
	会津若松医師会	テラダ コウイチ 寺田 功一	○
	会津若松医師会	サトウ セイジ 佐藤 誠治	—
	会津若松医師会	ヤタハ ジュンイチ 谷田部 淳一	○
	会津若松歯科医師会	ワタナベ ケイイチ 渡部 圭一	○
	会津薬剤師会	タカハシ ヨシヒコ 高橋 慶彦	○
各種団体の代表	会津若松市スポーツ推進委員会	ワタナベ ヨシエ 渡部 芳江	○
	会津若松市保健委員会	コシオ サクオ 越尾 咲男	—
	会津若松市食生活改善推進協議会	タキザワ レイコ 滝沢 玲子	○
	会津若松市民生児童委員協議会	ムトウ ヨシコ 武藤 よし子	○
	会津若松市保育所保護者会連合会	タキザワ トシミ 滝澤 俊文	○
	会津若松市父母と教師の会連合会	ヤマダ マユミ 山田 真由実	○
	会津若松市男女共同参画推進実行委員会	アイダ サタコ 相田 サダ子	○
	会津若松市老人クラブ連合会	ワタナベ センキ 渡部 善喜	○
	会津若松市区長会	サトウ コウイチ 佐藤 晃一	—
	北会津日本赤十字奉仕団	ニハイ リウイチ 二瓶 総一	—
	J A会津よつば女性部 あいづ地区河東支部	カトウ フクコ 加藤 ふく子	○
関係行政機関の職員	福島県会津保健福祉事務所	ササハラ ケンジ 笠原 賢司	○
	会津若松市幼稚園小中学校教育研究会	サトウ リョウ 佐藤 亮	—

任期：令和7年7月30日～令和9年7月29日

第3次会津若松市食育推進計画の策定について

1 策定の趣旨

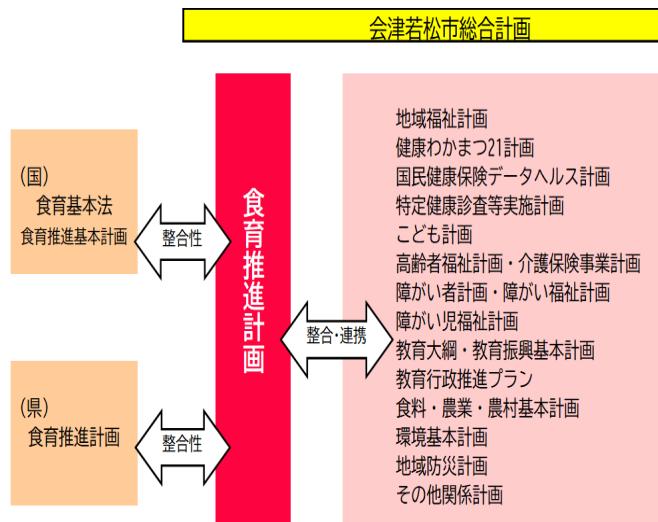
会津若松市食育推進計画は、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に基づく市町村食育推進計画であり、会津若松市第7次総合計画の政策目標「安心、共生のくらしづくり」との調和を図るとともに、市健康増進計画「健康わかまつ21計画」との整合性を確保しながら、本市における食育の推進に関する施策の方向性を示すものです。

本年度をもって第2次計画の計画期間が終了することから、食の状況調査（市民アンケート）による現状把握を行い、課題の整理および各取組目標値の達成状況について評価を実施しました。併せて、食育ネットワーク会員等で構成するワーキンググループからの意見聴取を行うとともに、市民の皆さまから幅広くご意見をいただきため、パブリックコメントを実施しました。

これらの取組を通じて寄せられた意見を踏まえ、内容の検討および整理を行い、第3次会津若松市食育推進計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画であり、会津若松市第7次総合計画の政策目標「安心、共生のくらしづくり」との調和や、市健康増進計画「健康わかまつ21計画」との整合性を図りながら食育を総合的に推進していきます。



3 3次計画の概要

スマートシティ会津若松

(1) 計画の期間

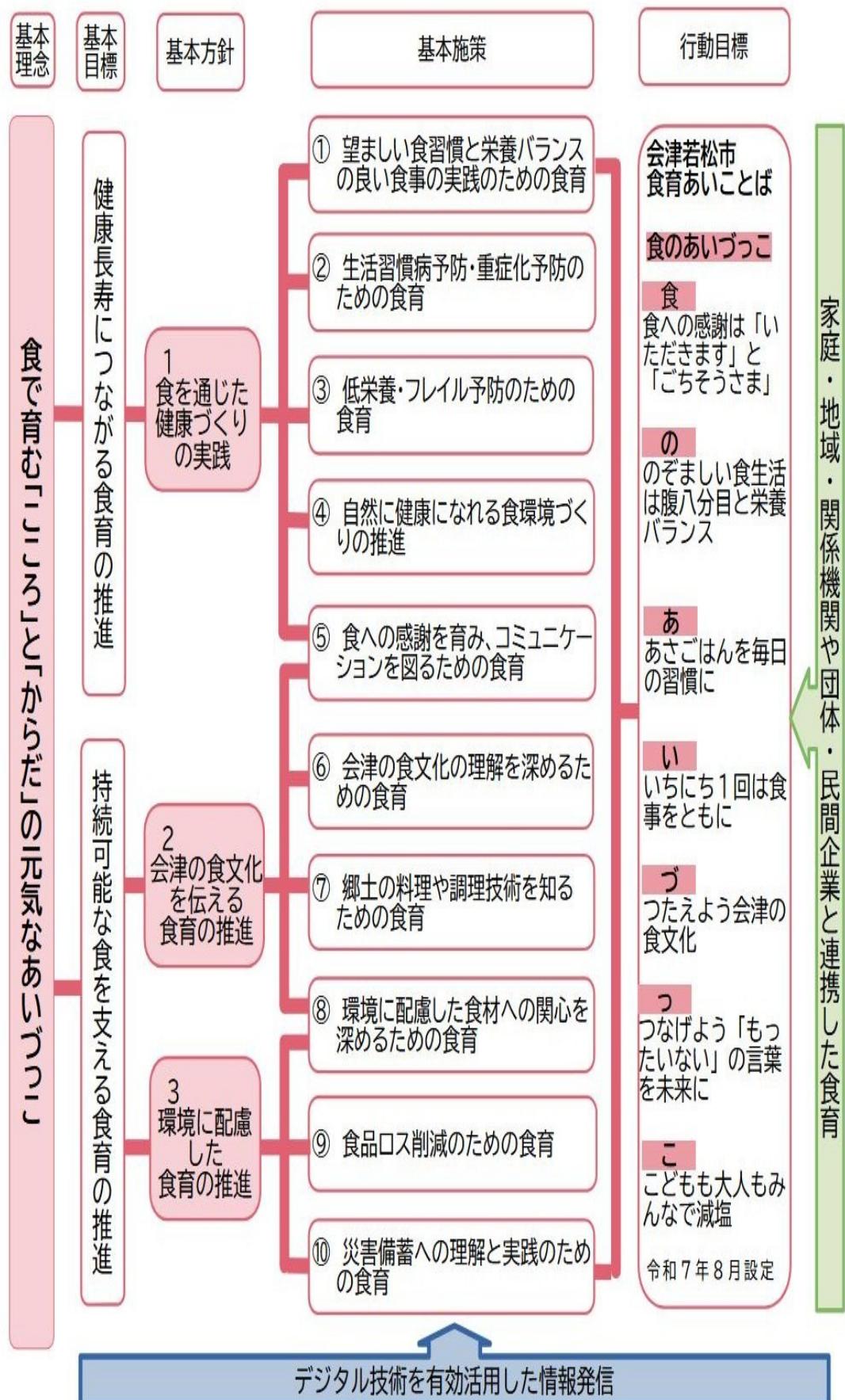
令和8年度から令和12年度までの5ヵ年計画

- ・第1次計画 平成23年度～令和2年度
- ・第2次計画 令和3年度～令和7年度

(2) 計画の内容

基本理念	食で育む「こころ」と「からだ」の元気なあいづっこ
基本目標	健康長寿につながる食育の推進 持続可能な食を支える食育の推進
基本方針	食を通じた健康づくりの実践 会津の食文化を伝える食育の推進 環境に配慮した食育の推進

(3) 計画の体系



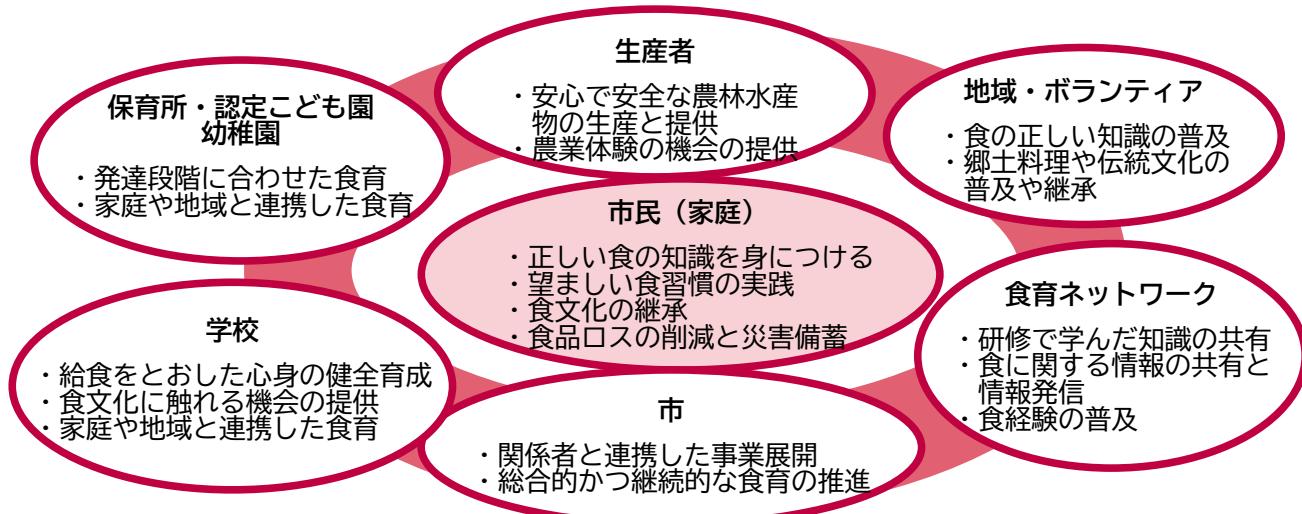
(4) 基本施策別の主な取組

基本施策	現状と課題	具体的取組
① 望ましい食習慣と栄養バランスの良い食事のための食育	年代により欠食率や栄養バランスの偏りがあり、全体的に野菜の摂取不足の人が多い	○知識の普及啓発 (朝ごはん、減塩、糖分、望ましい栄養バランス、野菜摂取の必要性) ○手軽に栄養バランスがそろい、野菜も摂取できるレシピの提供 ○関係機関との連携
② 生活習慣病予防・重症化予防のための食育	不健康な食生活が本市の健康課題である肥満や高血圧の要因の一つとなっている	○知識の普及啓発 (減塩、野菜摂取の必要性、よく噛んでゆっくり食べる習慣、甘いお菓子や飲み物・寝る前の飲食習慣が与える影響、適正体重) ○栄養相談の充実 ○手軽でおいしく、野菜を使った減塩レシピの提供 ○関係機関との連携
③ 低栄養・フレイル予防のための食育	高齢者の健康に関わる低栄養傾向にある高齢者が微増しており、特に昼食のバランスが悪い	○知識の普及啓発 (低栄養・フレイル予防、適正体重) ○実践につながる、栄養価が高いレシピの提供 ○低栄養に関する栄養相談
④ 自然に健康になれる食環境づくりの推進	食品選択において価格と鮮度がバランスよりも優先されるため、企業と連携した食環境整備が必要	○野菜摂取の促進と減塩の推進のための環境整備
⑤ 食への感謝を育み、コミュニケーションを図るための食育	朝食も夕食も1人で食事をするこども、また成人では共食の機会が年に数回、ほとんどない人が約2割存在する	○知識の普及啓発 (食への感謝の心、食をとおしたコミュニケーション)
⑥ 会津の食文化の理解を深めるための食育	食を取り巻く環境の変化により食文化に触れる機会も減少し会津の食文化への理解が薄らぐことが懸念されている	○知識の普及啓発 (会津の食文化、和食文化) ○会津の食文化や、和食を実践する機会の提供
⑦ 郷土の料理や調理技術を知るための食育	郷土料理の調理体験が半数以下ため、次世代への継承の取組が必要	○郷土料理の味や調理技術の普及啓発と機会の提供
⑧ 環境に配慮した食材への関心を深めるための食育	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶことが環境への負荷を減らし持続可能な食料システムにつながる	○知識の普及啓発 (地産地消、有機農業などの環境に配慮した農林水産物・食品)
⑨ 食品ロス削減ための食育	食品ロス削減は国際的にも重要な課題であり、適量購入・適量摂取など一人ひとりの主体的な行動が必要	○知識の普及啓発 (食品ロス、適量購入・適量摂取)
⑩ 災害備蓄への理解と実践のための食育	災害に備えて食料を備蓄している家庭が3割未満であるため、家庭での備えが十分でない	○知識の普及啓発 (災害に備えた家庭備蓄)

(5) 評価指標と目標値

	評価指標	対象	現状値	目標値	データーリース	基本施策
1	朝食を欠食する人の割合の減少	中学3年生	16.0%	0.0%	中学3年生アンケート	1
		20歳～29歳	17.3%	15.0%	市民アンケート	1
2	昼食で主食、主菜、副菜を組合せた食事をする人の割合の増加	20歳～89歳	39.5%	50.0%	市民アンケート	1.4
		60歳代～80歳代	40.2%	55.0%	市民アンケート	1.3.4
3	野菜を1日2回以上食べる人の割合の増加	20歳～89歳	68.8%	75.0%	市民アンケート	1.2.4
4	生活習慣の予防や改善のために、ふだんから栄養バランスや減塩に気をつけた食生活を実践している人の割合の増加	20歳～89歳	70.6%	75.0%	市民アンケート	2.4
5	食べる速度が人と比較して速い人の割合の減少	20歳～89歳	39.7%	25.0%	市民アンケート	2
6	寝る前の飲食習慣のない人の割合の増加	中学3年生	29.0%	50.0%	中学3年生アンケート	2
		20歳～89歳	49.6%	75.0%	市民アンケート	2
7	肥満傾向児（肥満度20%以上）の子どもの割合の減少	小学生男子	11.8%	減少	定期健康診断結果に基づく市町村別肥満傾向児童生徒数調査	2
		小学生女子	8.4%			
		中学生男子	13.4%			
		中学生女子	11.0%			
8	肥満者（BMI25.0以上）の割合の減少	40歳～74歳男性	39.0%	28.0%	特定健康診査	2
		40歳～74歳女性	24.4%	19.0%		
9	若年女性の痩せ（BMI18.5未満）の割合の維持・減少	20歳～39歳	13.4%	維持または減少	市民アンケート	2
10	低栄養傾向（BMI20.0以下）の高齢者の割合の減少	65歳～74歳	17.5%	13.0%	特定健康診査	3
		75歳以上	19.4%	13.0%	健康診査(後期高齢)	3
11	朝食または夕食で誰かと食事を食べる子どもの割合の増加	中学3年生	94.5%	維持または増加	中学3年生アンケート	5
12	食文化を継承し実践している人の割合の増加	20歳～89歳	63.2%	75.0%	市民アンケート	5.6.7
13	こづゆを作ったことがある人の割合の増加	中学3年生	33.0%	40.0%	中学3年生アンケート	7
		20歳～39歳	41.6%	50.0%	市民アンケート	7
14	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人の割合の増加	20歳～89歳	84.6%	90.0%	市民アンケート	8
15	食品ロス削減のために行動する人の割合の増加	20歳～89歳	79.0%	85.0%	市民アンケート	9
16	万が一の災害に備えて、食品の家庭備蓄をしている人の割合の増加	20歳～89歳	27.9%	40.8%	市民アンケート	10

(6) 推進体制・関係者の役割



4 スケジュール

令和7年	12月17日	文教厚生委員会協議会
	12月18日～	パブリックコメント
令和8年	1月末	パブリックコメント結果の公表・計画（案）修正
	2月4日	健康づくり推進協議会（諮問・答申）
	3月	策定・公表

○会津若松市健康づくり推進協議会条例

平成5年3月22日
会津若松市条例第11号

(設置)

第1条 市民の健康づくりを総合的に推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、会津若松市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、市民の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員19人以内をもって組織する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 保健医療関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(平11条例17、平16条例42、平17規則56・一部改正)

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(平16条例42・旧附則・一部改正)

(北会津村の編入に伴う経過措置)

2 第4条第1項本文の規定にかかわらず、北会津郡北会津村の編入の日から平成17年10月31日までの間に委嘱を受ける委員の任期は、同日までとする。

(平16条例42・追加)

附 則(平成11年3月31日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置等)

2 施行日において現に在職する委員の任期は、なお従前の例による。ただし、市の職員から選任された委員は、施行日にその身分を失う。

3 施行日以後、前項の規定によりなお従前の例によることとされる委員(以下この項において「現任委員」という。)の任期が満了するまでの間において、新たに選任される委員の任期は、改正後の会津若松市健康づくり推進協議会条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、現任委員の任期が満了するまでとする。

附 則(平成16年9月30日条例第42号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第56号)

この条例は、平成17年11月1日から施行する。